

京都海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和7年9月8日（月）午後2時00分～午後3時20分
2. 開催場所 京都府宮津市字小田宿野 1029-3 京都府水産事務所 研修室
3. 出席者 京都海区漁業調整委員会

会 長	葭 矢 護
副会長	川 崎 芳 彦
委 員	狩 野 安 徳
委 員	北 仲 賢 一
委 員	倉 幹 夫
委 員	畑 崎 幸 男
委 員	村 岡 繁 樹
委 員	甲 斐 嘉 晃
委 員	丸 田 智代子

事務局	局 長	栗 屋 克 彦
	次 長	本 多 靖 一
	主 事	上 野 香奈子

京都府水産事務所漁政課	課 長	永 井 大 輔
	課長補佐兼係長	廣 岡 信 康
	技 師	川 崎 優 海

京都府農林水産部水産課	主 任	難 波 真梨子
-------------	-----	---------

4. 議事事項と結果

第1号議案 京都府資源管理方針の変更について（諮問）
…諮問の原案に異議ない旨、答申することを議決

第2号議案 固定式刺網漁業（はまち底刺網漁業）の制限措置等について
（諮問）
…諮問の原案に異議ない旨、答申することを議決

5. 議事
事務局長

委員の皆様並びに関係者の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

定刻になりましたので、第4回京都海区漁業調整委員会を開催させていただきます。

本日は、吉本委員がやむを得ぬ事情で欠席されており、出席委員は9名で、委員会規定第6条により開催の要件は満たしております。

ここからは、会長の議事進行をお願いします。

葭矢会長

本日は残暑も厳しい中、御出席を賜り、ありがとうございます。

本日は2つの議案がございます。第1号議案「京都府資源管理方針の変更について」、それから第2号議案「固定式刺網漁業（はまち底刺網漁業）の制限措置等について」です。いずれも京都府知事からの諮問となっておりますので、御審議をお願いいたします。

本日の議事録署名人を指名させていただきます。畑崎委員、丸田委員よろしくをお願いいたします。

それでは次第に従いまして、進行させていただきます。第1号議案「京都府資源管理方針の変更について」を審議いたします。

なお、本議案は諮問が2件ございます。初めに、資料1－1「京都府資源管理方針の変更について」を京都府から説明願います。

（水産課）

難波主任

（第1号議案（資料1－1）について説明）

葭矢会長

ありがとうございました。それでは、只今の説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

昨年度8月の時点では、従来から太平洋側で操業されていた漁業者について、日本海側に操業海域を移すという方針を決めたと思います。それを再度太平洋側に戻すというのは、具体的に何か理由があるのでしょうか。

難波主任

具体的な理由として、日本海と太平洋における同緯度の操業区域であるJ1とJ9で比較すると、J9の方が質の良いくろまぐろが獲れ、取引単価が高いと聞かれていたため、操業海域を日本海に移されていきました。しかし、実際は取引単価が変わらなかったという

ことで、操業にかかる移動を考慮した結果、日本海よりも太平洋の方が漁業者にとって都合が良いということで、再度太平洋側に移動することとなりました。

葭矢会長 分かりました。その他どうでしょうか。

【発言者なし】

葭矢会長 承認につきましては、次の資料１－２「特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和７管理年度における知事管理漁獲可能量について」の説明後、併せて審議します。
それでは、説明資料１－２の説明をお願いいたします。

難波主任 （第１号議案（資料１－２）について説明）

葭矢会長 ありがとうございました。それでは、資料１－２の説明がありましたので、何か御質問、御意見等ございましたら、お願いいたします。資料１－１の質問でも結構です。

【発言者なし】

葭矢会長 それでは、御発言がないようですので、本議案については特に問題ないということで、京都府知事へ原案に異議ない旨答申をすることとしてよろしいでしょうか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長 ありがとうございます。それでは、異議ない旨答申をさせていただきます。
それでは次に、第２号議案「固定式刺網漁業（はまち底刺網漁業）の制限措置等について」です。京都府から説明をお願いします。

（水産事務所）

川崎技師 （第２号議案について説明）

葭矢会長 ありがとうございました。それでは、只今の説明に関しまして、

村岡委員 浜詰地区では、去年は操業されていなかったと思います。

葭矢会長 地元の漁業者との調整の上、許可内容が提示されているということよろしいですか。

川崎副会長　京丹後の漁業者が同意されているのであれば、問題ないと思います。

【発言者なし】

【異議なしの声多数】

報告事項（１）「令和６年漁期「資源管理の状況等の報告」について」を京都府から説明願います。

葭矢会長 ありがとうございます。只今の説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

区画漁業権の6号では、アカモクが養殖されていますが、行使状況が悪いということで、他の藻類に転換すると説明いただきました。これについて、具体的にどのような海藻に転換されるのか、今の時点で何か計画はありますでしょうか。

川崎技師 現時点では、わかめを検討されています。ただ、具体的にどのようにされるかは、今後聞き取りが必要です。

葭矢会長 5号も同様に、のり養殖の行使を当初の2名から1名に減らされたとのことですが、これも別の藻類等に転換していくことは考えておられますか。

残った1人だけが変えていきたいのか、2人とも変えたいと言われているのか、情報はありますか。

川崎技師 5号に関しまして、養殖に使用するのり種苗は、種苗会社から買い取ったものを利用しておられます。ただ、近年の高水温等の理由により、なかなか種が育たないという状況もあり、種苗の供給が難しくなっているようです。

そのため、現在、地先のわかめを使い、わかめ養殖ができないか考えているところです。

葭矢会長 なかなか養殖も種を入れるのが難しい状況になっております。事業団も種づくりに取り組んでいますが、これだけ高水温が続きますと、生産が非常に難しいとのこと。のりについても、同様のことが起こっているのかと思います。

免許漁業の全体を見ると、一生懸命行使いただいているイメージですが、種苗を投入するとなると、種苗会社の生産が安定しないという面で行使の難しさがあるようです。

その他何か御発言ございますか。

【発言者なし】

難波主任 それでは、御発言がないということで、次の報告事項に移らせていただきます。報告事項（2）「大中型まき網漁船の舞鶴漁港への入港状況について」事務局から説明願います。

上野主事

(報告事項(2)について説明)

葭矢会長

ありがとうございます。今ほどの説明につきまして、何か御質問ございましたら、よろしくお願いいたします。

倉委員

まき網船団は、本船、灯船、運搬船で構成されると説明がありましたが、例えば東洋漁業株式会社の第三十一源福丸には付属する船舶の記載がありません。このような船団も存在するのでしょうか。

本多次長

資料では、第三十一源福丸を含む本府沖合での操業許可を持っている船舶について掲載させていただいておりますが、全ての船舶が昨年度に舞鶴漁港へ入港しているわけではありません。許可を受けているだけで、入港がなかった船舶もございます。

第三十一源福丸は、今年度、昨年度ともに本船の入港実績がありませんでしたが、許可船名簿に基づき、京都府沖合で操業する可能性がある船舶について、一覧にまとめさせていただいております。第三十一源福丸についても、当然付属する灯船や運搬船はあります。

また、17 ページの右側に操業区域の欄があります。先ほど質問されました東洋漁業ですと、5つのエリアで操業されているということになります。京都府沖合は5番に当たりますが、おそらく第三十一源福丸は5番以外の区域で操業されていたと考えられます。

倉委員

第二十八光洋丸が11月に2回入港していますが、運搬船は各船1回ずつしか入港しておりません。必ず同じ船団の組み合わせで入港するとは限らないということでしょうか。

本多次長

第二十八光洋丸も船団を組まれていますので、灯船の第三海幸丸と、第三十三海幸丸を始めとした運搬船と一緒に操業されていると思います。

実際の許可を受けているのは第二十八光洋丸ですが、共和水産は多くの船を所有されていますので、表中に記載していない運搬船も、船団に入ることがあると思われます。

11月では、第二十八光洋丸と第三海幸丸が2回ずつ入港し、第三十五海幸丸と第三十六海幸丸が各1回入港していますので、組

み合わせを変えて船団を組まれていたと思いますが、確認はしておりません。

葭矢会長 先ほども説明がありましたが、入港の目的を集計することは難しいのでしょうか。

本多次長 情報の入手経路が漁協の総務課なのですが、漁協では、具体的な入港目的までは確認していないということでした。ただ、運搬船であれば、概ね出荷目的であろうとの回答でした。

葭矢会長 実際に舞鶴漁港で水揚げされたら、こちらで把握はできるのでしょうか。

本多次長 漁協から送付された調査表には、どの船舶が、いつ入港したのか、その記録の記載しかありません。もともとは、漁港の港勢調査のためのデータを、漁調委の資料作成に活用させていただきませんかという依頼により、協力いただいているものです。

これらのデータを水揚げと紐づけるのであれば、別の調査方法を検討する必要があります。

葭矢会長 分かりました。その他どうでしょうか。

本多次長 補足させていただきます。

令和5年度の入港実績と比較しますと、令和6年度は約3分の1まで減少しております。

主な理由として、7月から10月に全く実績がなかったのは、まき網船団が操業海域を変更されたためと聞いております。また、12月から2月にも実績がなかったのは、京都府内漁船等のブリの水揚げが多かったため、まき網船の入港を抑えられていたと聞いております。

令和7年度の入港状況は、4月は6回程度、それ以降は7月に1回程度となっております。現時点では、令和6年度と同じか、又は減少傾向にあると思われます。

葭矢会長 ありがとうございます。その他この報告につきまして、御質問ございますか。

【発言者なし】

葭矢会長 それでは、御質問ないようですので、次の報告事項に移らせていただきます。報告事項（３）「令和７年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果について」事務局からお願いいたします。

本多次長 (報告事項 (3) について説明)

葭矢会長 ありがとうございました。要望活動に対する国の回答を整理いただきました。多岐にわたる内容ですが、何か御質問、御意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

倉委員　農業の場合、政府が米の数量を管理しているにもかかわらず、米不足が嘆かれています。すなわち、国では、陸上の農作物の全体の生産量を把握できていないということかと思います。

陸上の農作物でこのような状態なのに、海の資源量を把握することは可能なのでしょうか。水産物については、資源量の評価がTACの基準になっています。そのため、会議に出た際には、資源評価の精度の向上をお願いしています。

関係者には、資源評価が適切に実施されていると説明いただいておりますが、実態が見えておらず不透明です。今後も資源評価に基づいてTACが導入されていくと思いますが、資源評価の現状はどのようなになっているのでしょうか。

甲斐委員　現在の海洋状況を踏まえると、大きな乖離はないように思います。

倉委員 漁獲量から資源量を推定するという話を聞いたことがあります
が、漁獲と資源量は全くの別物かと思います。

廣岡補佐　資源量評価というのは、漁業者の漁獲量から算定されている側面もありますが、それだけを根拠に決定されるものではありません。資源によって、親魚との生産関係がある種とない種が存在していることが、長年の調査の積み上げの中で分かっております。これらを踏まえ、子供を産む親魚がどれだけ存在しているかを基にし

て、漁獲対象となる資源の数量を算定するという方法がとられています。必ずしも漁業者の方が漁獲された数量が資源量に直結するということではありません。算定のプロセスが非常に分かりにくい点については、研究所の方もできるだけ分かりやすい説明をしていただいているところかと思います。

しかし、漁獲可能量の設定においては、資源量の関係から、ある程度余裕を持たせる必要があります。根拠が薄弱の中でやみくもに漁獲可能量を設定して資源管理を進めると、結果的に失敗したときに後戻りできません。そのため、漁業法が改正され、資源管理に関する国の考え方も変わってくる中で、かなり厳しく資源評価と漁獲可能量の設定が行われています。

ただ、特に定置漁業者にとっては、日々の操業で数量管理を行うことは、なかなか容易ではないと思います。年中操業される中で、値段のいい時期にだけ漁獲できれば良いですが、魚は人間の都合に合わせて来遊するわけではありません。それについては、国の支援制度を活用しながら、限られた資源を利用する中での収益の最大化及び経営の維持ができるような操業の方法を検討していけたらと思います。

資源保護に関わる TAC の対象魚種が増えてきております。昨年には、かたくちいわし、うるめいわしのステップアップ管理の導入があり、今年の7月からは、ブリも数量報告の義務化対象となっております。やることも非常にたくさんありますが、定期的に話し合い、定置漁業が持続的に操業できるような方向性を探していきたいと思います。

倉委員

例えばブリで言いますと、昨年から今年にかけて、福井県の嶺南から経ヶ岬までの定置網で大量の漁獲がありました。7月から TAC 対象魚種になり、今後ステップアップ管理が進んでいく上では、近隣県と協調して操業することになると思います。

ただ、くろまぐろのように、厳しい数量規制や体長制限がかかると、経営も厳しくなると思います。さらに、今後サワラが TAC 対象になった場合、ブリとサワラは京都府の定置漁業の漁獲の8割を占める魚種ですので、これまでと同様の操業ができなくなります。くろまぐろだからこそ現在の対応ができていますが、一度に100匹が入網するような魚種の場合は、漁獲制限に対応できません。

今後、このような状態になっていかないか非常に心配です。資源

管理は大切なことですが、現場にとってやりやすい方法を検討いただけたらという思いです。

葭矢会長 ありがとうございます。資源管理を行う上で、現場の意見を話していただきました。このような内容も加味した資源管理の方法を構築していただけたらと思います。

難波主任 ステップ1が適用されると、機械的にステップ3まで進むのではという懸念が水産庁主催の会議でも聞かれます。我々としても、いきなりくろまぐろ程度の数量管理を導入することはとても厳しいとお伝えしています。

特に、資源評価の確実性につきましては、水研機構が必死に調査されているものの、どうしても浮魚や卓越年級群に当たってしまうと、評価にずれが生じてしまうようです。

近年、まき網漁業団体と長崎、鹿児島、石川や山陰地方をはじめとした都道府県で、ワーキンググループというものを形成しています。その中では、例えば特定の海域での漁獲実績が好調のため、他の海域と漁獲可能量の融通を行うといった話がされています。このグループは、資源管理制度の中で、各県が助け合いながら、いかに操業を止めずに生産を継続していくかを検討することが目的とされています。

そこで、7月にブリがTAC対象魚種に追加されたことを受けて、当グループでは、各県の主要漁期や漁法に加え、水揚げの主要漁港等の情報を持ち寄り、漁業者に負担がかからない操業がどのようなものか、枠を融通する際はどの程度の数量になるかといったことについて、試算していく取組みが始まっております。

TACのステップアップ管理が、1から2、3へ動くにあたっては、漁業者の一定の同意が必要だと水産庁も発言されています。そのため、漁業者の意見は、ワーキンググループや京都府からの要望活動の中でお伝えしていく予定です。

サワラについては、他県の担当者に聞いている限り、賛成していないという声が多数挙がっておりますので、水産庁との調整も含めて、積極的に情報収集を行っていきたいと思っています。

葭矢会長 ありがとうございます。
資源評価の積み上げについては、かなり頑張ってください。

るようです。都道府県単位でも、グループを作って、操業を止めないような制度を導入されています。

水産業の目的は、米と同様、消費者に安定して漁獲物を提供するということにあります。そのためには、持続可能な漁業に対する取組みももちろん必要です。様々な機会を活用しながら、意見交換していただければと思います。

説明のあったワーキンググループには、京都府も参加しているのでしょうか。

難波主任

京都府も参加しております。

ワーキンググループは、サバの卓越年級群をきっかけに発足しましたが、まき網漁業団体では、対馬暖流系群の漁場を操業海域としている遠洋まき網と中部日本海まき網、それから山陰まき網が参加しています。それに加えて、対馬暖流系群の漁場にあたる都道府県も参加しています。

倉委員

要望事項については、新規要望はないと説明がありましたが、過去と比べて、要望の数は増えているのでしょうか。

本多次長

要望事項につきましては、新規要望はなく、内容変更のみになっていますので、数の増加はありません。

資料に記載の要望事項は、各海区から直接全漁調連に上げられるのではなく、先にブロックごとで集約されます。そのブロックにおける集約の段階では、様々な要望が挙がっていたと聞いております。漁業を取り巻く環境は年々厳しくなっていることから、要望も多様化しているようです。

倉委員

水上バイクについては、近年に生じた問題かと思いますが、他県でも要望に挙げられていますでしょうか。

本多次長

水上バイクに関する要望は、京都府でも令和6年度からの新規要望として記載しております。山口県も同じような内容で要望されています。

葭矢会長

ありがとうございます。その他どうでしょうか。

【発言者なし】

葭矢会長 それでは御発言がないようですので、報告事項を終了させていただきます。事務局から何かありますか。

本多次長 次回の委員会は、11月25日から12月5日の間で開催させていただきたいと考えております。

お手元に日程調整票を配布しておりますので、本日提出が可能であれば、随時お渡しいただければと思います。後日、メール又は電話等によりご回答いただいても構いません。

また、12月までは、当所周辺で施設の解体工事があり、日中は大型の工事関係車両が徐行しますので、少し時間に余裕を見てお越しいただければと思います。

葭矢会長 ありがとうございます。

解体工事に際して、通行止め等の交通制限がかかることもあるのでしょうか。

本多次長 通行止めの情報は聞いておりません。ただ、8時から17時半は大型トレーラー等が30キロ以下で走りますので、通常であればスムーズに来られるところが、少し時間がかかってしまう可能性があります。

倉委員 近隣にあった施設が完全になるのでしょうか。

事務局長 跡地につきましては、京都府と宮津市で新たに整備して企業を誘致することになっています。そのため、一度更地になります。時期によっては、60台の関係車両が通行すると聞いております。

葭矢会長 ありがとうございます。それでは、全体を通して最後に御発言ございますか。

【発言者なし】

葭矢会長 それではないようですので、これにて委員会を終了させていただきます。お疲れさまでした。

【閉会 午後 3 時 2 0 分】

以上、議事の正確なることを証する。

令和 7 年 9 月 8 日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員